

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>・市民の暮らしと福祉の充実</p>		
<p>1 負担感の強まっている市民生活に配慮し、公共料金の引き上げはおこなわないこと。</p>	<p>平成22年度に水道料金の改定を予定していたところですが、現在の大変厳しい経済情勢が市民生活を圧迫していることやこれまでの経費削減等の成果を踏まえた今後の財政見通しを基に、料金改定の時期を検討した結果、平成23年度の夏以降に先送りすることといたしました。</p> <p>しかしながら、河原地域の水道料金は他地域と比べ、特に高い料金となっていることから、一足早く、平成22年度に前倒しして引き下げることとしています。（水道局）</p> <p>合併前にはバラバラだった下水道使用料及び集落排水施設使用料を公平・公正の観点から使用水量にあわせた従量制に一本化し、平成19年度より段階的に調整を行っており、平成22年度には料金統一することとしています。（環境下水道部）</p>	<p>水道局 環境下水道部</p>
<p>2 消費税の増税中止と食料品への非課税を国に求め、水道料金への転嫁はやめること。</p>	<p>消費税の増税中止については、国の動向を見ながら対応することとします。</p>	<p>総務部</p>
<p>2 -1 増税、負担増からの市民の暮らしを守ること。 増税分を高齢者、低所得者、障害者の負担軽減策に振り向けること。 国に増税の中止を求めること。</p>	<p>昨年度、上半期の企業収益の回復等に支えられ市税全体では前年を上回りましたが、下半期以降の世界的な金融危機をきっかけとした景気悪化の激しさが、今年度に入り法人市民税や個人市民税などに影響を及ぼし、市税の大幅な減収を見込んでおります。政府の月例報告によれば「景気は持ち直してきている」と指摘されるものの、景気の先行きにおいて、特に地域経済では厳しい情勢が続くと思われまます。税源の乏しい本市にとっては、経済の回復基調が現れないかぎりには税収の増加は見込めず、厳しい財政状況であることに変わりはなく、新たな負担軽減策を講ずることは困難であります。しかし、本市としては、国の動向を見極めながら、これからも公正で公平な税制の確立などを国等へ要望していきたいと考えております。</p>	<p>総務調整監</p>
<p>3 介護保険の負担に対する市の軽減措置を拡充すること。</p>	<p>介護保険料については、本市独自の施策として、低所得者（保険料第1、2段階）の方に対し、資産の状況を加味した軽減制度を実施しており、さらなる軽減措置を設けることは考えていません。</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>4 国保料を一世帯一万円引き下げること。</p>	<p>本市の国民健康保険の財政状況は非常に厳しい状況にありますので、保険料率の引き下げは困難です。特に平成21年度においては、医療費の大幅な増により基金の全額取り崩しを余儀なくされる状況となっており、平成22年度については、現行の保険料率のままでは約8億7,800万円の収入不足が見込まれる状況にあります。収入不足額の全額を料率改定で賄うこととした場合、被保険者にとって急激に負担が増加することとなりますので、収入不足分の約2分の1の4億円を一般会計からの繰り入れを予定し、約1億円は県の基金の借り入れを検討することにより、引き上げ幅を抑えた保険料率にすべきであるという国保運営協議会の答申結果に基づき、条例改正案及び関係予算案を2月議会に提案いたします。</p>	<p>福祉保健部</p>

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
1) 国保法による医療費の一部負担減免の規則をつくること。	<p>本市の国民健康保険条例施行規則では、国民健康保険法第44条の規定による申請書の様式などは定めておりますが、保険料の減免を行っておりますので、給付と負担とバランスの観点から一部負担金の減額等は行っておりません。</p> <p>国においては、現在一部負担金減免制度の運用についてモデル事業を実施されており、その結果を検証し、平成22年度中に全市町村において適切な運用が行われるよう、一定の基準を示す予定とされています。本市としては、国の動向を注視して行きたいと考えます。</p>	福祉保健部
2) 国保料の滞納者への制裁措置をやめ、短期保険証を本来の保険証に戻すこと。	<p>国民健康保険は、被保険者の保険料を主な財源として運営を行なっている相互扶助の医療保険制度であり、保険料収入を確保することが運営上重要ですので、特別な事情もなく、保険料を滞納する人に「資格証明書」や「短期被保険者証」を発行することは、負担の公平性を確保していくためにはやむを得ないものと考えます。</p> <p>本市においては、滞納者に対しては、電話や訪問等により被保険者と直接接触し、個別に事情をお聞きし対応することとしています。その中で、納付指導や納付相談を行い、その際に納付約束や分納約束をしていただくことにより、通常の期間よりも短い短期被保険者証を発行することとしています。</p>	福祉保健部
3) 新型インフルエンザ対策などの感染症予防のために、お金のあるなしにかかわらず、保険証は即刻交付すること。	<p>滞納者に対しては、電話や訪問等により被保険者と接触し、個別に事情をお聞きし対応することとしています。その中で、納付指導や納付相談を行い、その際に納付約束や分納約束をしていただくことにより、通常の期間よりも短い短期被保険者証を発行することとしています。</p>	福祉保健部
5 国に、差別医療である後期高齢者制度は早期に廃止し、老人保健制度に戻すようにもとめること。	<p>後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度の問題点を踏まえ、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的に支えていくことを目的に導入されたものです。制度施行当初は混乱も生じましたが、保険料の軽減対策や納付方法の選択性の導入などにより、現在は本市においても定着しつつある状況であることから、制度の即時廃止や無料化など、制度の性急な変更は、現場に大きな混乱を招く恐れがあると考えます。</p> <p>全国市長会では、今年9月28日付「鳩山新内閣発足にあたっての緊急要請」の中で、後期高齢者医療制度について「当面は現行制度を維持しつつ、国などを保険者とする医療保険制度の一本化の道筋に沿った抜本的な医療保険制度改革を検討すること。」を要請されています。</p> <p>また、今年9月30日には、全国後期高齢者医療広域連合協議会が、「後期高齢者医療制度に関する要望書」と題して、新たな医療制度の制度設計に際しての留意事項の要望を行っております。</p> <p>なお、厚生労働省では、後期高齢者医療制度の廃止及び制度改革に向け、大臣直属の「高齢者医療制度改革会議」を設置され、昨年11月30日に第1回目の会議が開催されています。その中で、新たな制度創設に向けて、今後約1年かけて検討を行い、平成25年度から新制度を施行するというスケジュールが示されています。</p>	福祉保健部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
6 一般世帯と著しい格差の解消と生存権の保障のために、国に生活保護費の引き上げ、夏期手当の新設、老齢加算、母子加算の復活を求めること。	母子加算が2009年12月から復活となったことはご承知のとおりです。 生活保護基準の引下げ、老齢加算の廃止については、国において数値的な根拠の下に専門機関で慎重に審議され決定されたものです。現在、根拠数値を持たない自治体としては手当の新設、増額あるいは復活要望をすることは困難ですが、根拠となるべきデータの情報提供については、今後県を通じて国に確認・要求していきたいと考えます。	福祉保健部
1) 当面、独自の措置として、夏期手当、年末手当は一人5,000円に増額すること。	各自治体が非常に厳しい財政状況にある中、今後さらなる景気の悪化により税収の大幅な減収が予想されております。 そうした状況を背景に、各自治体とも独自の手当金等は見直しが続いており、本市においても手当を増額することは考えていません。	福祉保健部
2) 申請書を窓口置くこと。	生活保護の相談の際には、保護制度の趣旨や被保護者の権利と義務などについて、十分に説明し理解していただいた上で、相談者本人に申請のご意思があれば申請書をお渡ししております。 よくご理解いただいた上で申請いただくことは、申請される方にとりましても、よろしいのではないかと考えます。	福祉保健部
3) 相談活動の充実と就労などの自立支援のために、社会福祉士の国家資格をもつ複数の専門職員を配置するとともに、業務経験のある職員を配置するなど、体制を強めること。	福祉専門職員を配置することは望ましいと思いますが、本市においては、福祉専門職員の職場が限られているため、採用に当たって専門職の枠を設けておりません。 一般職員でも専門知識・技能を研鑽することにより、専門職員と同様に業務を遂行できると考えます。 このため毎月1回の職場研修や外部講師を招いての研修を年1回実施しておりますが、今後さらに研修内容の見直しをして充実を図るとともに、国や県が開催する研修等への参加、関係機関との連携の強化などに取り組んでまいります。 業務経験のある職員の配置は大切ですが、新しい人材育成の重要性にも鑑み、全体的なバランスに配慮していく必要があると考えます。 今後も、査察指導員を中心に経験豊富な職員が担当職員を指導し、レベルアップを図りたいと思います。	福祉保健部
4) 先進自治体に学び、多重債務相談・援助体制を強化するため、専門職員を配置すること。	平成21年5月、多重債務を含めた消費生活相談を受け付ける市民総合相談センターを駅南庁舎に開設しました。同センターには消費生活専門相談員を配置するとともに、個別の多重債務問題について、県弁護士会や司法書士会、法テラスと連携を図り、その解決に向けた支援を行っています。また、現在策定を進めている「鳥取市消費者行政基本方針」では、関係課で構成する庁内連絡会議を立ち上げ、多重債務をはじめとする消費者問題の解決に向けた全庁的な連携体制を整備する予定としています。（企画推進部） 福祉事務所としてどのような支援ができるのか、関係機関と引き続き検討してまいります。（福祉保健部）	福祉保健部 企画推進部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
7 障害者自立支援法の応益負担の廃止を国にもとめること。 また、それまでの負担増に対し軽減措置を講ずること。	2009年8月の総選挙の結果、民主党中心の政権が誕生しました。新しい政権は、障害者自立支援法を抜本的に見直し、利用者負担についても「定率負担（応益負担）」を廃止し、「応能負担」を基本とするとしています。このため、応益負担廃止の要請については、今後の情勢を注視しながら対応していきたいと考えています。 また、負担増に対する軽減措置につきましても、今後の障害者福祉施策の動向を把握した上で対応を検討していきたいと考えています。	福祉保健部
7 1) 障害者の医療費助成制度は、従来の制度に復活させること。	県と市町村の協調による重度障害者医療費助成制度については、医療保険制度の改革による自己負担の増、高齢化の進展、人口減少局面の到来など諸情勢の変化を踏まえ、将来に向けた持続可能な制度とするため、県が中心となり、市町村と連携して見直しを行い、平成19年9月に県議会、12月には市議会で条例改正されたものです。 また、70歳未満の中軽度の障がいのある人を対象とした本市独自の障害者医療費助成制度も、重度障害者医療費助成制度の改正を前提に、本市独自の制度を従来どおりとした場合、障がいの程度の重い人のほうが、中・軽度の人より負担が重くなることを見込まれるとともに、国の制度見直し等により高齢者医療を受けられる70歳になられると、医療費に負担が発生または増加するなどの矛盾が生じてきておりました。 このような状況を踏まえ、本市独自の制度の見直しを行うに至り、平成19年3月定例市議会で条例改正を提案し承認いただいたものです。 現在のところでは新たな見直しについては考えておりませんが、今後も社会情勢の変化などにより適宜見直しを行いながら、真に必要としておられる方へ公正適正に医療費を助成する制度として、存続できるよう努力してまいりますので、ご理解をお願いします。	福祉保健部
8 子育て世代の不安定雇用による格差の拡大や増税による負担増がますます大きくなるなか、次世代育成行動計画と整合性を持たせながら、安心して子育てができる環境づくりと少子化対策を強めていくこと。	現在、次世代育成行動計画（平成22年度～26年度）の後期計画の作成を進めているところであり、この計画では関係部局が連携を図るとともに、地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制の下で、総合的な子育て支援施策、少子化対策の推進を図っていききたいと考えております。	福祉保健部
1) 現行の保育料引き下げ措置は10年度以降も引き続きおこなうこと。	保育料については、平成17年度から3歳未満児は国基準の概ね70%、3歳以上児は国基準の概ね80%に軽減しています。 保育料の軽減措置は、国基準の改定や市全体の財政状況など総合的に判断しながら、対応していきたいと考えております。	福祉保健部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
2) 保育園運営は、経済優先の規制緩和による保育環境の低下につながらないように、福祉政策として行政が責任をもっておこなうこと。	<p>保育園の運営については国が施設や職員数の基準を定め、運営費について行政と事業者との負担割合が定められており保育の質が一定となるよう定められております。</p> <p>本市における保育園の運営方式は、保育ニーズ、職員定数、財政状況等を勘案しながら、個別に最も適した方式を採用していきたいと考えております。</p>	福祉保健部
3) 私立幼稚園就園奨励費の対象を国基準まで引き上げること。	<p>私立幼稚園就園奨励金は、補助対象となる市民税所得割の限度額については引き上げを行ってきております(現在国：183,000円、市：144,200円)。その他にも小学校1年生の兄弟がいる児童に対する補助額の引き上げも行っております。今後も財政状況や他都市の状況などを勘案しながら対応します。</p>	福祉保健部
4) 一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を図ること。	<p>特別保育を全園で一律に実施することは困難ですが、各園のニーズを把握しながら対応していきたいと考えております。</p>	福祉保健部
5) 学童保育の運営は保護者会委託ではなく、行政が責任をもつこと。大規模なクラブに対しては早急に専用施設をつくり、児童数の適正化を図ること。また、未設置校での開設に向けての取組を強め、対象年齢の拡大や保育時間の延長、開設250日以上などに対しても、市として援助すること。	<p>現在、放課後児童クラブ・放課後子ども教室未開設校は小規模校を中心に6校となっています。児童クラブ開設に必要な5名の確保が難しい状況にありますので、放課後子ども教室や広域型の児童クラブの開設等の検討も含め対応できるようにしていく必要があると考えています。引き続き、地域の実情やニーズを踏まえた上で、自治会、PTA、学校、児童クラブとで議論し、問題点を整理しながら、児童クラブを必要としているすべての小学校区での開設に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会
6) 乳幼児医療費助成制度は対象年齢を拡大し、窓口負担を完全無料化とすること。また、入院は小学生の入院費の一部を助成する制度を新設すること。	<p>子育てに伴う医療費の負担軽減のため、県と市町村が協調して、特別医療費助成制度を実施しています。</p> <p>対象年齢については、制度の充実を図るため段階的に拡大してきているところですが、さらに子育て支援の拡充を図るため、県においては、少子化対策の一環としてこの制度の見直しを行い、平成20年4月から通院の場合の対象年齢を拡大し、就学前まで引き上げることとされ、本市も県と同様に対象年齢の拡大を図ったところです。</p> <p>なお、県においては平成22年度からの子育てプランの素案の中に小児医療費助成の拡大の施策を盛り込まれたということですので、厳しい財政状況の中ではありますが、この制度の充実に向けて、今後も県内市町村と連携を図りながら、県とも協議を重ねてまいりたいと思います。</p> <p>また、平成22年度の国・県に対する重点要望として、「国においては、平成20年4月から、医療保険の自己負担2割を小学校就学前（従前は3歳未満まで）まで拡大されているが、少子化対策を推進する観点からも、国の責任において対象年齢の拡大及び自己負担割合のさらなる軽減措置を行っていただくようお願いしたい。」という要望を行っております。</p>	福祉保健部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>7) 就学前教育をすべての子どもに保障できる環境を整備すること。 ただし、認定子ども園は、現状の保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなどの問題点があり、導入は慎重を期すこと。 また、保育料は所得の実態に応じたものにする。</p>	<p>就学前教育をすべての子どもに保障することについては、地方自治体単独での取り組みは困難であり、本市としては当面は保育料の軽減、私立幼稚園就園奨励費補助金などの充実により、就学前の保護者の負担軽減策を充実することが重要であると考えます。国において財源も含めて総合的に検討される必要がありますので、今後の動向を見ていきたいと考えております。 認定こども園を法人が設置を検討する場合は、十分なる協議が必要であると考えております。</p>	福祉保健部
<p>9 乳がん検診は、毎年実施すること。 また、妊婦健康診査は、来年度以降も受診回数14回を継続すること。</p>	<p>がん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として実施しています。厚生労働省においては「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しています。この指針では乳がん検診は40歳以上を対象者に2年に1回、問診、視触診、マンモグラフィを実施することとなっており、本市では指針のとおり実施しています。平成20年度受診率は11.4%とがん検診の中では最も低く、平成21年度から実施している特定年齢への無料クーポン券発行、休日検診、啓発活動などにより、初回受診者を増やし受診率向上を図りたいと考えています。 また、母子保健法に基づく妊婦健康診査の公費助成は、平成21年度から14回行っているところです。国の財政措置がされているのは平成22年度までのため、本市で公費助成を継続していくためには23年度以降も国の補助が継続されるよう要望していききたいと考えています。</p>	福祉保健部
<p>10 人間ドックのA・Bドックの制度を元に戻し、75歳以上の高齢者の人間ドックを復活させて、市民の健康増進に努めること。</p>	<p>人間ドック事業については、平成19年度からA、Bの2種類のドックとして実施しておりますが、医療制度改革による健診制度の変更に伴い、対象者を平成21年度から40歳から74歳までの国保被保険者としたところです。したがって、国保被保険者を対象とする人間ドックのありかたについては、国保事業全体の中で見直しをしていききたいと考えています。また、合併協議により平成20年度から対象年齢が74歳までとなりました。これは75歳以上の高齢者の方は、約7割の方がすでに何らかの医療を受けておられ、かかりつけ医と相談しながら健康管理を行っておられる実態を考慮したためです。今後についても、かかりつけ医と相談しながら高齢者健診や各種がん検診を活用し、健康管理を行っていただきたいと考えています。</p>	福祉保健部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
・市立病院と地域医療を守るために		
1 医師不足対策は、引き続き市長部局と連携し、地域医療の体制を守るために大学など関係機関へさまざまな働きかけをおこなうこと。	<p>医師確保には全力をあげて取り組んでおり、条例改正による定数増、医師奨学金貸与条例の制定等医師確保のための勤務環境整備に、市長部局と市議会のご協力もいただきながら取り組んできたところです。</p> <p>また、平成21年4月に創設した医師奨学金制度では、8名の奨学生を決定することができ、将来の医師確保に見通しが立ちました。</p> <p>これまでも市長部局と連携を図ってきましたが、平成22年度におきましても、市町村行政懇談会、市長会、市政推進懇談会、鳥取大学との意見交換会等の場での知事、鳥取大学学長等への医師・看護師確保の要望活動など、引き続き市長部局と密接に連携を図りながら、派遣要請・要望活動に取り組んでまいりたいと考えています。</p>	市立病院
・看護師確保と地元への若者定着のために、県に対し、看護学校の定員枠拡大をもとめること。	<p>看護学校の定員枠拡大につきましては、従来から県に要望しており、平成23年度に20人の定員増が計画されていると聞いております。今後とも、既存の看護師養成機関への支援、新たな看護師養成機関の設置検討等について要望するなど、様々な機会を捉えて、市長部局と緊密な連携を図りながら、県、県議会議員等への要望活動を継続していききたいと考えています。</p>	市立病院
2 地域の医療・保健の推進のための「健康づくり推進協議会」は、通年的に開催し、医師などの確保対策を市民的・全庁的に取り組むこと。	<p>医師・看護師不足及び小児救急を医療を取り巻く現状や背景については、行政だけでなく医療機関を利用する多くの市民の皆様にも理解をいただいで、皆で地域医療を守る努力をしていかなければならないと考えています。「鳥取市民健康づくり推進協議会」は、各種団体、市民代表の方などから構成しており幅広い意見をいただいているところです。地域医療の取組に対する御意見をいただきながら今後検討していききたいと考えております。</p>	福祉保健部
・教育の充実と施設整備の改善		
1 小・中学校の全学年で30人以下学級をすすめること。	<p>学習や生活面において様々な教育効果が期待できる少人数学級については、小学校1、2年生、及び、中学校の1年生で今後も引き続いて実施していききたいと考えております。しかし、完全実施に向けては、県へ協力金を支払うことなど、財政上の問題があります。従って、協力金の現状維持などを県に要望しながら、引き続いて国への要望もしたいと考えます。</p>	教育委員会
2 改正教育基本法の具体化にあたっては、学校現場に混乱をきたさないよう、憲法にもとづき教育行政を推進すること。	<p>学校現場に混乱が生じないように配慮しながら、適切に教育行政を行いたいと考えます。</p>	教育委員会

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
3 来年度実施の学校給食調理業務の民間委託に関しては、検証をしっかりとおこない、その間は実施計画を凍結すること。	<p>学校給食センター調理業務の民間委託については、契約仕様書に沿った適切な業務が履行されており、教育委員会による検証状況は概ね良好です。</p> <p>今後も、委託期間を通じて継続的、定期的に検証作業を続け、その上で、安全で安定的な給食提供に重大な問題点が認められないかぎり、年次的、計画的な導入を進めてまいります。</p>	教育委員会
4 就学援助は補助項目の拡大と給食費の全額補助をおこなうこと。	<p>本市の就学援助は、国が示す費目と予算単価を基に支給しています。経済情勢は依然厳しく、子どもたちを取り巻く環境が不安定な中、今後とも現行制度の維持に可能な限り努めていきたいと考えており、本市独自の補助項目を新設することについては困難と考えております。</p> <p>また、学校給食費の助成は、要保護世帯に対しては全額を、準要保護世帯に対しては一部を助成しているものであり、限られた財源の中で、経費負担の公平性を保ちながら、今後も継続してまいります。</p>	教育委員会
5 高校生など関係者の要望が強い環境大学の公立化を検討すること。	<p>環境大学が平成21年7月に県内高校生、その保護者、教員、企業経営者を対象として実施した「鳥取環境大学の教育内容に関するアンケート調査」において、公立大学化を望む声は多くあります。</p> <p>その結果を踏まえ、「鳥取環境大学改革検討委員会」において、公立化を含めた大学の設置形態のあり方について、県、市とともに財政シュミレーションを行いながら検討が行われましたが、鳥取環境大学の公立化に伴う課題は、財政面も含め多岐に及ぶものであり、今後、県・市・大学が連携し、検討を進めて行く方向であると伺っています。</p>	企画推進部
6 全国一斉学力テストの結果の開示または公表はおこなわないこと。また、来年度以降は参加をしないこと。	<p>全国学力・学習状況調査は、児童生徒・学校・鳥取市全体の実態を全国の結果と照らし、その改善に努めるための貴重な機会であると考えています。したがって、鳥取市教育委員会としては、できる限り文部科学省が示す実施要領の趣旨に則り参加することにより、有効活用していきたいと考えます。なお、開示については実施要領にそって不開示情報としていきたいと考えています。</p>	教育委員会
・産業振興と雇用確保		
1 小規模修繕等契約希望者登録制度は、登録業者を増やすとともに、発注額を引き上げること。	<p>登録事業者数の増加を図るため、平成20年度から登録有効期間を最長2カ年に延長、登録2年目の納税状況は担当課確認とし、登録希望者からの納税証明書の提出省略、従前5業種までの登録希望業種数制限の撤廃、などの要綱・運用の改正を行うとともに、前年度登録者で未応募の者へ事業パンフレットの送付なども行ってまいります。さらに、発注時の見積徴収を従前の3社以上から2社以上とし、発注手続きも簡素化しました。</p> <p>こうした取り組みの結果、平成21年12月末現在の登録業者数は42者まで増加しております。また、平成20年度の発注実績も53件、524万円と、前年度実績（14件、201万円）から大きく増加しております。こうした成果を踏まえて、次年度以降も事業継続したいと考えています。</p>	都市整備部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
2 住宅リフォーム補助制度をつくること。	本市においては、住宅リフォーム補助制度として「高齢者居住環境整備助成事業」、「障害者住宅改良助成事業」、「U」イターン住宅支援事業」、「鳥取市震災に強いまちづくり促進事業」などを設けております。また、新たに平成21年度から県東部地域産材を利用した増改築工事について補助する「地域産材利用拡大促進事業」を設けたところで す。 なお、これらの事業の実施にあたっては、地元企業で施工されています。	都市整備部
3 誘致企業に多額の補助金を支出しているが、経営戦略によって派遣労働などの非正規雇用が増大している。雇用の安定と生活の安定のために、誘致企業などに対して、正規雇用の拡大を要請すること。 また、実態を調査し、公表すること	鳥取市企業立地促進補助金は、本市における企業立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図ることを目的としたものであり、一定額以上の投資が必要なほかに一定人数以上の新規常用雇用者確保の要件を満たす場合に限り、補助金を交付しています。 補助金を交付するにあたっては、補助金の交付決定時に在職者の検査を行い、交付後7年間は、交付申請に係る事業を継続して営まなければならないこととしており、違反した場合は補助金の返還を命ずることができることとなっています。雇用の安定は市民生活に直結した市政の重要課題でもあり、本市は今年度から企業立地促進補助金の助成内容を改正し（常用雇用者10万円/人 正規雇用者は30万円/人助成など）、正規雇用者の拡大促進に努めていますが、今後も企業訪問等を通じて雇用の実態の把握、正規雇用の拡大の要請等も行っていきたいと考えています。	経済観光部
4 公契約条例（法）を制定すること。	公契約条例が趣旨とする適正な労働条件の確保については、原則として最低賃金法、労働基準法などの現行の法体系の中で対応すべきものと考えていますが、公契約条例に係る先進事例及び他の県市町村の動向も踏まえながら検討していきたいと考えています。	総務部
・農業振興		
1 平成20年度に県の支援でJAが導入した土壌分析機の積極活用が望まれる。農業者への周知とあわせ、分析・診断経費への助成を実施すること。	JAに土壌分析機の活用を農家に対し周知するよう要請しております。 土壌分析経費を支援することは考えていませんが、今後、検体数の増加により現在所有している台数で対応できない場合の土壌分析機の追加導入等については、JAと協議したいと考えています。	農林水産部
2 農産物の有機栽培を推進するため、堆肥等の有機肥料への支援を拡大・強化すること。	有機農業を推進するため、たい肥購入助成などの「有機農業支援事業」を実施していますが、平成21年度からは、有機肥料の購入先を農協だけでなく、認定農業者については農協以外の購入も対象とするとともに、利用の多い鶏糞についても対象とし、補助率を1/10から1/5にアップしてております。 今後も、有機農業の推進に取り組んでいきたいと考えています。	農林水産部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
3 学校給食への地元農産物の利用をさらに進めること。 また、学校給食への保護者負担の軽減をはかる施策を進めること。	現在、学校給食に提供している地元産のバレイショや玉ねぎ等について、長期間提供ができるよう関係機関と連携して、保存方法等の検討をしたいと考えます。（農林水産部） 学校給食への地元農産物の利用を進めるため、経済産業部・農林水産部や県関係機関、生産・流通関係者と連携・協議しながら、計画栽培（品目・量）の使用拡大に努めます。 学校給食費については、使用食材の価格動向を見ながら適正な価格設定を行って給食の量と質の保持に努め、保護者負担が増さないよう努めます。（教育委員会）	農林水産部 教育委員会
4 1) 自給率向上と日本農業の再生をめざし、以下のことを政府に強く要請すること。 主要農産物について生産費と販売価格の差額を直接助成（価格補償）すること。 また、現存する水田の力を全面的に活かすこと。	国は、平成22年度より米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家等に対して所得補償を行う「米個別所得補償モデル事業」を実施するとともに、水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得確保ができる「水田利活用自給率向上事業」を実施することとしており、要請については、その動向をみたくうで検討したいと考えています。	農林水産部
2) 外国農産物輸入の歯止めない自由化路線にストップをかけること。	従来よりWTOやFTAにおいては、上限関税設定阻止、重要品目の確保など国内の農業に与える影響を踏まえた交渉が行われており、今後もこの方針は引き継がれるものと考えます。	農林水産部
これまでのEPA・FTA促進路線を見直すこと。	現政権は、自由貿易協定の交渉は促進するものの国内農業・農村振興を損なうことは行わないとしており、これまでのEPA・FTA促進路線の見直しは必要ないものと考えています。	農林水産部
アメリカとのFTA交渉は行わないこと。	仮にアメリカとのFTA交渉により、農産物の関税の撤廃や引き下げが行われることになれば、我が国の農業に大きな影響が出るのが予想されます。 現政権は、自由貿易協定の交渉は促進するものの国内農業・農村振興を損なうことは行わないとしています。	農林水産部
ミニマムアクセス米の「義務的」輸入を中止すること。	米のミニマムアクセスはガットウルグアイラウンドの合意に基づくものであり、ミニマムアクセス米に限って排除することは困難と考えます。	農林水産部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
・安心できる住みよいまちづくり		
1 広域化計画による大型可燃物処分場の建設は中止すること。 焼却施設は、ごみ発生と処分に住民の参画ができるよう、複数設置すること。 市民に対し積極的に情報を公開し、市民参加で建設計画を検討すること。	新可燃物処理施設の建設については、現在鳥取県東部広域行政管理組合が事業主体となって、鳥取県環境影響評価条例に基づき所定の手続きを進めているところです。 施設の設置については、経済性等あらゆる面において比較検討を行い、総合的に判断した結果、1施設に集約することに決定いたしました。 今後も、引き続き誠意を持って地元関係者の皆様と施設の整備促進及び、地域の将来像について話し合いを重ね、本施設の早期建設に取り組んでまいります。	環境下水道部
2 生ごみの減量とごみ全般のリサイクル対策をいっそう強化し、経費の削減をおこなうこと。	本市でも、生ごみの減量化については、既に民間企業でこのような減容化システムを導入しているところや、検討されている事業者もありますので、それらの処理システムを活用していくことも考えているところです。 堆肥化をはじめとする生ごみの「全量リサイクル化」については、モデル的な取組みを検証しながら、慎重に検討していきたいと考えます。 また、ごみ全般のリサイクル対策については、尚一層、市民の皆様のご協力が得られるよう、分別の徹底強化や再資源化率の向上が果たせるよう、啓発・周知に努めてまいります。	環境下水道部
3 設置が計画されているポートピアは、ギャンブル施設であり、依存症と多重債務の拡大が問題となっている。市民の健康と暮らしを積極的に守る立場から、子の設置には同意しないこと。	平成22年1月14日に尼崎市との間で、鳥取市南隈に設置予定のミニポートピア鳥取（仮称）に関する協定書を締結したところです。 また、同日、物産販売等による今後の両都市の交流についての意見交換会を行いました。	経済観光部
・同和行政と人権施策		
1 同和地区の指定をやめ、固定資産税と下水道受益者負担金の減免は速やかに中止し、一般対策に移行すること。	固定資産税の減免については、廃止も含め見直しを検討します。（固定資産税課） 固定資産税は、該当地域の属地のすべてが対象となり、同時に適用をうけますが、下水道事業受益者負担金は整備期間が長期にわたるため、同時期に適用させることができません。 また、下水道事業受益者負担金は、その土地について1回のみ負担であり、制度廃止は適用地域との不均衡が生じることとなります。 このため、鳥取市同和対策に係る下水道事業受益者負担金の減免措置は、現在公共下水道が未整備である古海地区のみを対象地域とし、その事業完了の翌年をもって廃止することとしています。（環境下水道部）	総務調整監 環境下水道部
2 同和対策を一般対策に移行しているもとの、「鳥取市におけるあらゆる差別をなくす条例」は廃止すること。	「鳥取市同和対策審議会」へ条例の見直しについて諮問し、審議していただいているところです。より幅広く、人権が尊重される社会の実現に対応する条例となるよう見直しを行いたいと考えています。	人権政策監

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
3 過料など新たな制裁をもとめる人権侵害救済法の制定は、差別のあいまいさと内心・表現の自由の侵害など、重大な問題が指摘されているため、その制定運動は中止すべきである。	人権侵害の救済に関する法制定を求める活動は、人権が尊重される社会を実現していくため、人権に関する法整備の充実を目指しているものです。	人権政策監
4 人権教育・啓発活動は行政が主体性をもち、人権に関する刊行物の発行や市報などの記事掲載は、外郭団体・民間団体に任せず、市が責任をもっておこなうように改めること。	人権啓発については、「鳥取市人権施策基本方針」に基づき、行政が主体性を持ちながら今後も引き続きあらゆる分野の人権啓発を推進していくこととしています。 なお、市人権情報センターは、人権にかかわる資料の収集・提供、調査研究、啓発・相談など行うとともに市民との協働及び支援等により人権課題の解決を目的として取り組むこととしております。	人権政策監
・住民が主人公の地方自治の確立		
1 暮らし、福祉優先、地域振興の市政を基本にすすめること。 そのために、国・県に対して市民の立場から制度の後退など市民に影響を与えることには反対すること。	本市では、市民の立場に立ち、市民生活を大切にすまちづくりを基本として、福祉、教育、中山間地域や中心市街地活性化など、総合的なまちづくりを計画的に進めています。 一方で、市民生活の向上に重大な影響を与えると思われる課題について、その解決や改善に向けて、今後とも、国や県などの関係機関に対し、積極的に働きかけてまいります。	企画推進部
2 市民の政治参加と住民自治を生かした行政を推進すること。	-	企画推進部
1) 地域審議会で、その地域住民の声や要望が反映した審議になるように運営を工夫し、多様な意見が反映されるように運営を改善すること。 また、支所などに寄せられた住民の声・意見を審議会に報告し、情報提供も「住民が主役」となるように運営を改善すること。	地域審議会の委員は、多様な意見が反映されるよう、「自治会等の役員の職にある者」、「農林水産業及び商工業の団体に属する者」、「青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者」、「社会福祉に関係する者」、「学識経験を有する者」、「公募により選任された者」等、幅広い分野から選任し、多様な意見をお伺いすることとしております。 また、地域審議会の議事概要は、鳥取市のホームページで公開するとともに、総合支所だよりも掲載し、地域の皆様からご意見をいただいております。 今後は、各地域課題解決のための現地視察や、地域住民の声・意見を基にした議題を各委員から提案していただくなど、工夫を凝らした運営を行い、地域審議会のますますの活性化を図ります。	企画推進部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
2) 過疎化・少子化、高齢化のもと、地域住民の生活環境・防災体制の強化、地域活動の支援がもめられている。総合支所の権限の強化、農業振興、地域の特性を生かす事業、福祉サービスや公共交通の確保など、地域の崩壊を食い止める政策に必要な予算を確保すること。	<p>過疎化、少子高齢化の進行する中山間地域においては、住民の安全安心な生活環境の整備や防災体制の強化、コミュニティ活動の支援が重要と認識しております。</p> <p>現在、中山間地域対策強化プロジェクトチームにより中山間地域対策強化方針の策定に向けて検討しております。今後、この方針のもと、安全・安心な暮らしの確保など中山間地域に対する施策の強化を予算措置を行ない、図っていきいたいと考えております。</p> <p>なお、総合支所の権限については、その機能に応じ適切に付与することを考えております。</p>	企画推進部
3) 中山間地などの投票所とポスター掲示板を増設すること。	<p>投票所については、合併後の市域全体の投票区の区域の均衡と公平性の確保の観点から、平成18年に区域見直しを行いました。その後、交通の利便性がよくない地域を考慮し、現在の92投票区・投票所としております。見直しから3年が経過した現時点では、山間地域での有権者数の減少が見られるものの現状維持とし、今後の社会環境の変化の状況等を見ながら、投票区域について考えていくこととしております。</p> <p>ポスター掲示場について、その設置箇所数は、公職選挙法及び政令で投票区の有権者数及び投票区面積に基づいて、設置数が定められています。しかし、特別の事情がある場合は総数を削減することができることとなっており、林野の多い地域では原則一集落一箇所とし、市街地においてはあまり近接しないような基準を設けており、平成21年の衆議院議員総選挙では、597箇所の設置としています。今後においても、社会情勢、選挙運動のあり方等の状況の変化をみながら、設置場所の選定と併せて検討していきいたいと考えます。</p>	選挙管理委員会
3 真の地方分権と地方自治を守り、まち・地域の崩壊を食い止めること。	<p>真の地方分権とは、自己の責任において自己決定をすることであり、言い換えれば、地域のことは地域の住民が決めるということです。</p> <p>本市では、国や県、また他都市・団体と連携をとりつつ、これからも地域と一体となつて、市民の参加と協働による「市民が主役のまちづくり」を進めていきます。</p>	総務部
1) 「地方分権改革を推進することが、将来の道州制に道筋をつけることになる」（地方分権改革推進要領）といわれるように、道州制は現在の「分権」の名のもとに、「義務付け・枠付けの見直し」と国の財源負担をとりはらい、地方には自助・自立をもとめ、国の役割を「小さな政府」にし、自治体規模を大きくすることである。こうした方向は地方自治の理念に逆行するもので、反対すること。	<p>地方分権改革において、地方自治の後退を招かないよう、また、地方が自らの裁量と工夫によって自立的な行財政運営ができるよう税財源の確保等制度設計にあたっては、全国市長会、全国特例市市長会等あらゆる機会を通して、国に対して地方の意見を十分反映するよう要望していきます。</p>	総務部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
2) 民主党の「補助金全廃・交付金化」は地方への財源削減のねらいがある。地方分権にとって、地方交付税の拡充こそ必要であり、福祉・医療、教育など、どの地域でも暮らし・住民サービスの確保のため、制度改善を要求すること。	本市は、真の地方分権の推進にあわせて、権限と財源の一体的移譲を強く働きかけており、なかでも地方交付税の拡充はもとより、偏在性の少ない地方税体系の構築、現行の総額水準の確保を前提とした一括交付金化など、地方の裁量を高める制度見直しが必要であると考えています。 補助金の一括交付金化については、国の動向を見ながら対応することとしています。	総務部
4 憲法第9条の平和理念、第25条の生存権保障、地方自治の確立など憲法5原則を厳守するように国にもとめること。	「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成19年5月18日公布、平成22年5月8日から完全施行)により、憲法を改正するかどうかは国民投票で決まることとなりましたが、憲法改正については、適宜判断し、国へ要望していきます。	総務部
37 1) この5原則を市政の運営の基本理念に生かして、民主的な行政をおこなうこと。	憲法は、国の最高法規であり、地方自治も憲法に規定されています。本市におきましては、今後も地方自治の本旨に基づき制定された地方自治法に従って各種施策を行ってまいります。	総務部
37 2) 世界平和都市宣言と非核都市宣言の趣旨を生かして、非核・平和の行政を積極的に年間を通じておこなうこと。	平成21年度には、非核平和都市宣言都市として非核平和思想の啓発のため、鳥取市非核平和都市宣言推進実行委員会(事務局:鳥取市総務課)を通して、鳥取市立中央図書館での原爆パネル展、市民折鶴運動及び非核平和講演並びに小中学校への平和図書の贈呈を行いました。 平成22年度は、これらの啓発活動を継続して実施するとともに長崎から被爆体験者をお招きして、被爆体験者講演会を行いたいと考えています。	総務部
「被爆者・戦争体験の証言を聞く会」(仮称)を各地域で毎年開催するなど、被爆・戦争体験の継承をすすめること。	非核平和講演会につきましては、市内の各種団体と協力して適宜開催をいたします。 また、平成22年度は、非核平和講演会を継続して実施するとともに長崎から被爆体験者をお招きして、被爆体験者講演会を行いたいと考えています。	総務部
すべての総合支所の玄関に「非核平和都市宣言」の広告塔を設置すること。	本市では、これまでに10の都市宣言をおこない、市民の皆さんに周知をするため、本庁舎をはじめ各総合支所等に広告等を設置しております。 しかし、すべての都市宣言を限られた広告塔の枠内で周知することはできませんので、更新時又は書き換え時に検討しております。 なお、平成21年度には、福部町総合支所前の広告等を「非核平和都市宣言」に書き換えました。	総務部

2010年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>雁金山の平和塔を市報などの広報もおこない、戦争や地震・大火災など災害のないまちづくりを決意していることを広く市民・県民に伝えること。</p>	<p>この平和塔は、昭和27年の鳥取大火を契機として天災地変から免れ、平和を求める市民のよりどころとなるよう建立されたもので、併せて慶長8年の大火、天正9年の羽柴秀吉の鳥取城攻略当時の無名戦士等を慰めるための塔です。 この塔につきましては、毎年行う非核平和事業を市報でお知らせする際に、機会があれば紹介をしたいと思います。</p>	<p>総務部</p>
<p>3) 「日本海地域有数の中核都市となった本市は、陸・空・海地域の交通の要衝となり、国内はもとより韓国、中国などの北洋アジア地域において存在感の高い、小さな世界都市鳥取」を標榜している。自衛隊は有事の時、自由に行動でき、敵と戦うためのものである。自衛隊を誘致することにより、この地域に緊張をもたらし、市民と郷土を危険に陥れるものである。ましてや、地域の活性化に役立つものではなく、誘致の検討を中止すること。</p>	<p>本市は、昭和33年3月に世界平和都市宣言に関する決議を行うとともに、昭和58年3月には非核平和都市宣言を行い、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承していくことを市政推進の基本的な理念としております。 同時に、災害時や国民保護事態等の有事において、市民の安全を確保することは基礎的な自治体である市町村の基本的な責務であり、自衛隊との連携による迅速・的確な対応が極めて重要と考えています。 もとより、平和を希求する鳥取市政の立場に変わりはありませんが、本市では平成19年3月に鳥取市国民保護計画を作成し、住民避難を想定した国民保護訓練の実施など、国民保護のための体制づくりや取り組みを進めています。 他方、本市周辺の山陰東部の地域にあっては、自衛隊の空白地域になっているという現状に着目し、昨年、鳥取市国民保護等調査検討委員会を設置し、自衛隊との連携強化の方策や誘致の可能性について、本県選出の全ての国会議員に顧問として超党派でご参加いただき、委員相互の自由な意見交換の場として、さまざまな角度から研究を進めていくことにしたところです。 なお、この調査検討委員会は、まずは情報収集や事例の研究、研究会や研修会の開催等を通して、委員相互が自由な意見交換を行うことを主な目的としており、何かを決めるための委員会ではありませんので、今後、この取り組みが、次の段階に進むということになれば、そのための新たな体制をつくる必要もあり、また、市民の十分なコンセンサスが必要になってくるものと考えています。</p>	<p>防災調整監</p>